

第159回

定時株主総会招集ご通知

- ▶ **日時** 2020年6月23日（火曜日）
午前10時
- ▶ **場所** 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

- ▶ **決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 監査役補欠者1名選任の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8098/>



稲畑産業株式会社

証券コード 8098

▶ 目次

第159回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
《添付書類》	
事業報告	14
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告	47

- 株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、本年は取りやめさせていただくことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 当社株主総会におけるコロナウイルス感染防止への対応については、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。今後の状況変化によっては、内容を随時更新いたします。
https://www.inabata.co.jp/investor/event/shareholder_meeting/

証券コード 8098
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
取締役社長 稲畑 勝太郎

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2020年6月22日（月曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※ なお、9階会議室が満席となった場合は、当社内の第2会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第159期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第159期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役補欠者1名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、お知らせします。
 - ◎本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ※当社ウェブサイト <https://www.inabata.co.jp>

議決権行使についてのご案内

郵送・インターネット等による議決権の行使の場合



■書面（議決権行使書）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、書面（議決権行使書）による議決権行使における各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。

行使期限 | 2020年6月22日（月曜日）午後5時10分 到着



■「スマート行使®」による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

（ご不明な点は、53ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2020年6月22日（月曜日）午後5時10分 まで



■インターネット等による議決権の行使

当社の指定するインターネット上の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より、行使期限までに議決権をご行使ください。

（ご不明な点は、53ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。）

行使期限 | 2020年6月22日（月曜日）午後5時10分 まで

株主総会に当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第159回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参いただきますようお願い申し上げます。

二重に議決権をご行使された場合の取扱い

書面とインターネット等により 二重に議決権をご行使された場合

インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネット等により複数回または
パソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合
最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加し、また現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を制限する規定（変更案第8条）を新設するものであります。
- (3) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第31条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、この定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条 （記載省略） （目的）	第1条 （現行どおり） （目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条（現行どおり）
1. ～19. （記載省略）	1. ～19. （現行どおり）
<u>20. 鉄のリサイクルリング</u>	（削除）
（新設）	<u>20. 農業</u>
（新設）	<u>21. 発電および電気の供給に関する事業</u>
<u>21. 前各号に附帯する業務</u>	<u>22. （現行どおり）</u>
第3条～第7条（記載省略）	第3条～第7条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(单元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第8条～第30条 (記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第9条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第32条～第49条 (記載省略)</p>	<p>第33条～第50条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)は、任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、1名を増員し、取締役10名の選任をお願いします。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
1	いなばた かつたろう 稲畑 勝太郎 1959年12月3日生 再任 所有する当社株式の数 77,000株 取締役会への出席状況 16回中16回(100%)	1989年1月 当社に入社 1995年6月 当社取締役 1997年6月 当社常務取締役 2003年6月 当社取締役常務執行役員 2005年4月 当社取締役専務執行役員 2005年12月 当社代表取締役社長執行役員(現在) 【取締役候補者とした理由】 稲畑勝太郎氏は1995年に取締役に就任後は常務取締役、取締役常務執行役員、取締役専務執行役員を歴任し、2005年からは代表取締役社長執行役員を務めております。同氏はこのように長年にわたり当社の経営を担っており、経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	—
2	あか お とよ ひろ 赤尾 豊弘 1959年12月19日生 再任 所有する当社株式の数 16,200株 取締役会への出席状況 16回中16回(100%)	1982年4月 当社に入社 2004年6月 当社情報画像本部長 2005年6月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役執行役員 2011年4月 当社電子機能材本部長 2012年4月 当社情報電子第一本部長・情報電子第二本部長・情報電子第三本部長 2013年4月 当社情報電子第一本部担当・情報電子第二本部担当・情報電子第三本部担当 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2014年6月 当社化学品本部担当・生活産業本部担当 2015年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在) 2016年4月 当社情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当(現在) 化学品セグメント担当 【取締役候補者とした理由】 赤尾豊弘氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである情報電子事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2010年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2015年からは代表取締役専務執行役員を務めており、情報電子・生活産業セグメントを担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	稲畑ファインテック 株式会社 取締役

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況				
3	<p>よこ た けん いち 横田 健一 1962年11月3日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,200株</td> </tr> <tr> <td>取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16回中16回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	12,200株	取締役会への出席状況	16回中16回(100%)	<p>1996年 7 月 当社に入社 2004年 7 月 当社財務経理室長 2005年 6 月 当社執行役員 2008年 6 月 当社取締役執行役員 経営企画室長 2009年 5 月 当社内部監査室担当 2009年 6 月 当社財務経営管理室長 2011年 4 月 当社経営企画室副室長 2013年 4 月 当社財務経営管理室担当・海外事業室副室長 2013年 6 月 当社リスク管理室担当 2014年 6 月 当社取締役常務執行役員 業務管理室担当 2016年 4 月 当社財務経理・IR・業務推進・リスク管理担当（現在） 海外管理担当（現在） 2016年 6 月 当社総務広報・情報システム担当（現在） 2017年 6 月 当社代表取締役専務執行役員（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 横田健一氏は公認会計士としての職務経験があり、当社入社後は長年にわたり主に財務経理部門の責任者を務めてきました。また、経営者としては2008年に取締役に就任後は取締役常務執行役員を経て、2017年からは代表取締役専務執行役員を務めており、総務広報・情報システム・財務経理・IR・業務推進・リスク管理といった管理部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	—
所有する当社株式の数							
12,200株							
取締役会への出席状況							
16回中16回(100%)							
4	<p>さ とう とも ひこ 佐藤 友彦 1955年6月22日生</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所有する当社株式の数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23,500株</td> </tr> <tr> <td>取締役会への出席状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16回中16回(100%)</td> </tr> </table>	所有する当社株式の数	23,500株	取締役会への出席状況	16回中16回(100%)	<p>1978年 4 月 当社に入社 2010年 6 月 当社住環境本部長 2012年 6 月 当社執行役員 2013年 6 月 当社取締役執行役員 2015年 6 月 当社取締役常務執行役員（現在） 合成樹脂第二本部担当・住環境本部担当 2016年 4 月 当社住環境セグメント担当・合成樹脂セグメント担当補佐 2016年 6 月 当社人事担当（現在） 2017年10月 当社化学品セグメント担当（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 佐藤友彦氏は長年にわたり住環境事業の責任者を務めてきました。また、経営者としては2013年に取締役に就任し、2015年からは取締役常務執行役員を務めており、化学品セグメントを担当しているほか、人事部門を担当しております。同氏はこのように経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	—
所有する当社株式の数							
23,500株							
取締役会への出席状況							
16回中16回(100%)							

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
5	すぎ やま まさ ひろ 杉山勝浩 1958年6月15日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">所有する当社株式の数 8,100株</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">取締役会への出席状況 16回中15回(94%)</div>	2002年7月 当社に入社 2010年6月 当社執行役員 合成樹脂第二本部長 2014年4月 当社情報電子第一本部長 2016年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 情報電子セグメント担当補佐(現在) 北東アジア地区担当(現在) 【取締役候補者とした理由】 杉山勝浩氏は当社の主力事業である合成樹脂事業、情報電子事業 両方で責任ある地位を務めてきました。また、経営者としては 2016年に取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員 を務めており、情報電子セグメントを担当しております。同氏は このように経営者として豊富な経験をされていることから、当社 の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者と しました。	TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD. 取締役
6	やす え のり おみ 安江範臣 1957年3月13日生 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">所有する当社株式の数 2,500株</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">取締役会への出席状況 16回中14回(88%)</div>	1980年4月 当社に入社 2013年4月 当社合成樹脂第一本部長 2014年4月 当社コンパウンド統括室長 2014年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員 アジア地区担当 合成樹脂セグメント担当(現在) 2018年6月 当社取締役常務執行役員 東南アジア地区担当(現在) 【取締役候補者とした理由】 安江範臣氏は長年にわたり当社の主力事業のひとつである合成 樹脂事業で責任ある地位を務めてきました。また、経営者として は国内・海外グループ会社の社長経験があり、2017年には当社 の取締役に就任し、2018年からは取締役常務執行役員を務めて おり、合成樹脂セグメントを担当しております。同氏はこのよう に経営者として豊富な経験をされていることから、当社の取締役 として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。	—

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
7	でぐちとしひさ 出口敏久 1952年1月28日生 再任 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 13回中13回(100%)	1990年3月 住友化学工業株式会社(現 住友化学株式会社)に入社 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社常務執行役員 2011年6月 同社代表取締役常務執行役員 2012年4月 同社代表取締役専務執行役員 2017年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2019年4月 同社取締役 2019年6月 同社特別顧問(現在) 2019年6月 住友ベークライト株式会社 社外取締役(現在) 2019年6月 当社社外取締役(現在) 【取締役候補者とした理由】 出口敏久氏は化学業界に精通しており、総合化学メーカーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。	住友化学株式会社 特別顧問 住友ベークライト 株式会社 社外取締役
8	かにさわとしゆき 蟹澤俊行 1948年11月23日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 16回中16回(100%)	1972年4月 東京ガス株式会社に入社 2003年6月 同社執行役員 2006年4月 同社常務執行役員 2007年6月 同社取締役常務執行役員 2010年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2012年4月 同社取締役 2012年6月 同社顧問 2012年6月 一般社団法人日本ガス協会副会長・専務理事 2017年6月 当社社外取締役(現在) 2018年4月 東京ガス株式会社 社友(現在) 【社外取締役候補者とした理由】 蟹澤俊行氏は都市ガス事業者の国内最大手でありエネルギー業界のリーディング・カンパニーの経営者として豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言をされており、当社が期待する社外取締役としての役割を十分に果たしております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 【社外取締役在任年数】 3年(本総会終結時)	東京ガス株式会社 社友

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当	重要な兼職の状況
9	さとう きよし 佐藤 潔 1956年4月2日生 再任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株 取締役会への出席状況 13回中13回(100%)	1979年4月 東京エレクトロン株式会社に入社 2003年6月 同社代表取締役社長 2009年4月 同社取締役副会長 2011年6月 Tokyo Electoron Europe Ltd. 取締役会長 2013年11月 TEL Solar AG 取締役社長 2017年6月 東芝機械株式会社(現 芝浦機械株式会社) 社外取締役(現在) 2019年6月 当社社外取締役(現在) 2019年6月 マツダ株式会社 社外取締役(現在) 【社外取締役候補者とした理由】 佐藤 潔氏は半導体及びフラットパネルディスプレイ製造装置のリーディング・カンパニーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言をされており、当社が期待する社外取締役としての役割を十分に果たしております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 【社外取締役在任年数】 1年(本総会終結時)	芝浦機械株式会社 社外取締役 マツダ株式会社 社外取締役
10	はましま けんじ 濱島 健爾 1959年1月3日生 新任 社外取締役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	1982年4月 ウシオ電機株式会社に入社 1999年4月 USHIO AMERICA, INC. 取締役社長 2000年11月 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS USA, INC. 取締役会長 CHRISTIE DIGITAL SYSTEMS CANADA, INC. 取締役会長 2004年4月 ウシオ電機株式会社 上級グループ執行役員 2007年4月 同社グループ常務執行役員 2010年6月 同社取締役兼専務執行役員 2014年4月 同社代表取締役兼執行役員副社長 2014年10月 同社代表取締役社長兼執行役員社長 2019年4月 同社相談役 2020年4月 同社特別顧問(現在) 【社外取締役候補者とした理由】 濱島健爾氏は産業用光源をはじめとする光応用製品並びに産業機械等を扱うメーカーの経営者としてグローバルで豊富な経験と幅広い見識を備えております。取締役会においては外部的視点による適切な助言を期待しており、当社の社外取締役としての役割を十分に果たしていただけのものと考えております。このことから、同氏は当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。	ウシオ電機株式会社 特別顧問

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 濱島健爾氏は、新任の取締役候補者であります。
 3. 蟹澤俊行、佐藤 潔及び濱島健爾の各氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、蟹澤俊行、佐藤 潔及び濱島健爾の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。蟹澤俊行及び佐藤 潔の両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、濱島健爾氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、各氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は13ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
5. 当社は、出口敏久、蟹澤俊行、及び佐藤 潔の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、濱島健爾氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
6. 「所有する当社株式の数」は2020年3月31日現在の所有株式数であります。
7. 出口敏久及び佐藤 潔の両氏の「取締役会への出席状況」は、2019年6月25日就任以降に開催した取締役会への出席状況であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役森本親治氏は、任期満了となります。
つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位	重要な兼職の状況
1	<p>くぼい のぶ かず 久保井 伸和 1962年5月26日生</p> <p>新任</p> <p>所有する当社株式の数 1,500株</p>	<p>2001年7月 当社に入社 2013年4月 当社財務経営管理室長（現在） 2017年6月 当社執行役員（現在）</p> <p>【監査役候補者とした理由】 久保井伸和氏は公認会計士としての職務経験があり、当社入社後は長年にわたり財務経理部門の責任者を務め、また、内部統制、コンプライアンス、ガバナンスといった分野の経験もあることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、監査役候補者となりました。</p>	—
2	<p>たま い さ と し 玉井 哲史 1960年6月12日生</p> <p>新任</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1984年4月 住友商事株式会社に入社 1990年6月 同社退社 1991年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年3月 公認会計士登録 2007年5月 同監査法人代表社員 2017年6月 同監査法人退所 2017年7月 玉井哲史公認会計士事務所所長（現在） 2017年10月 株式会社アクリア 顧問（現在） 2018年3月 東邦レマック株式会社 社外監査役（現在）</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 玉井哲史氏は社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、また、大手商社での勤務経験もあることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>	東邦レマック株式会社 社外監査役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 久保井伸和及び玉井哲史の両氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 玉井哲史氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、玉井哲史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は13ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準を満たしております。
5. 玉井哲史氏の選任が承認された場合には当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 「所有する当社株式の数」は2020年3月31日現在の所有株式数であります。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、あらかじめ監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴	重要な兼職の状況
むらなか とおる 村中 徹 1965年6月3日生 補欠の社外監査役候補者 独立役員 所有する当社株式の数 0株	1995年4月 弁護士登録 2007年11月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現在） 2014年5月 古野電気株式会社社外監査役（現在） 2015年6月 株式会社スズケン社外監査役（現在） 2016年6月 株式会社カプコン社外取締役（現在） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 村中 徹氏は社外役員としての関与以外には直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により、客観的、積極的かつ公正な監査を行っていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。	古野電気株式会社社外監査役 株式会社スズケン社外監査役 株式会社カプコン社外取締役

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村中 徹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村中 徹氏は、当社の「社外役員の独立性基準」（同基準は13ページに記載のとおりであります。）が定める独立性に関する基準及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 村中 徹氏とは、法令、定款に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 「所有する当社株式の数」は2020年3月31日現在の所有株式数であります。

<ご参考>

1. 取締役及び監査役候補者の指名の方針及び手続

当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が例えば候補者に対する面談などを行うことにより、中長期的な企業価値の向上に貢献できるような資質や適性を見極め、取締役会の決定に客観性、公正性、透明性が付与されるよう努めております。

また、独立社外取締役・独立社外監査役の選任については、次項2. に定める「社外役員の独立性基準」に基づき選定しております。

2. 社外役員の独立性基準

当社の社外取締役及び社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 現在または過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者（*1）であった者
- (2) 過去3年間に於いて、下記①から⑦のいずれかに該当した者
 - ① 当社を主要な取引先とする者（*2）またはその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先（*3）またはその業務執行者
 - ③ 当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（*4）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ④ 当社の主要株主（*5）またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の主要な借入先（*6）またはその業務執行者
 - ⑥ 当社より一定額を超える寄付（*7）を受けた者または受けた団体に所属する者
 - ⑦ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
- (4) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

(*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。

(*2) 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

(*3) 「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社に行った者をいう。

(*4) 「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。

(*5) 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。

(*6) 「主要な借入先」とは、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(*7) 「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の通商問題の影響があるなか、米国では景気回復が続きましたが、中国、欧州ユーロ圏の主要国、タイやインドなどアジア新興国においては、景気に弱い動きがみられました。年度終盤にかけて、新型コロナウイルス感染の影響がアジア・欧米全域に拡大し、景気は大きく下押しされました。

一方、日本経済は、個人消費の持ち直しもあり、緩やかに景気回復が続きましたが、国内を含む世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、年度終盤に入り、大きく減速傾向となりました。先行きに対する不透明感が急速に高まっており、引き続き厳しい状況が見込まれます。

こうした中、当社グループの連結ベースでの売上高は、600,312百万円（対前期比5.4%減）となりました。利益面では、営業利益13,229百万円（同5.7%減）、経常利益14,211百万円（同0.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益11,415百万円（同11.5%減）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業区分を変更しており、以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で比較しております。

《情報電子事業》

情報電子事業は、液晶関連が堅調だったものの、OA関連が低調で、売上が横ばいでした。

液晶関連では、中国のパネルメーカーの高稼働が続き、偏光板の販売が伸長しました。偏光板原料の販売は横ばいでした。

LED関連では、材料の販売が減少しました。

インクジェットプリンター関連では、産業用分野において海外での材料販売が好調でしたが、コンシューマー分野での材料販売が低調に推移し、全体として販売が減少しました。

複写機関連では、国内主要顧客向けの材料販売が減少し、全体として低調でした。

太陽電池関連は、大型システム案件の納入がありました。また海外向けパネル材料の販売が伸長しました。二次電池関連では、材料の販売が堅調でした。

半導体関連では、装置の販売が減少しましたが、材料の販売は伸長しました。

電子部品関連では、材料の販売が減少しました。

これらの結果、売上高は218,690百万円（同0.4%増）となり、営業利益は4,482百万円（同7.0%減）となりました。

《化学品事業》

化学品事業は、総じて販売が低調に推移し、売上が減少しました。

樹脂原料・添加剤の販売は中国の環境規制の影響もあり低調でした。

自動車部品業界向け原料の販売は、EV向けが伸長しました。

塗料・インキ・接着剤分野向け原料販売は、輸入が伸び全体として好調でした。

製紙業界向け薬剤の販売は、減少しました。

建築資材関連は、住宅着工件数の減少もあり低調でした。

これらの結果、売上高は74,181百万円（同4.3%減）となり、営業利益は1,208百万円（同15.1%減）となりました。

《生活産業事業》

生活産業事業は、ライフサイエンス関連は堅調でしたが、食品関連が低調で、売上が減少しました。

ライフサイエンス関連では、国内の抗生物質原料の販売が減少しましたが、海外向け医薬品関連の販売は好調でした。中国では環境規制や新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり医薬原料の販売が低調でした。

ホームプロダクツ分野は、防・殺虫剤関連の販売が減少しました。

食品関連では、輸入水産加工品の販売が低調でした。米国ではサーモン・エビ商品の販売が減少しました。国内では回転寿司向け魚のスライス加工品の販売が伸長しました。農産品では、冷凍ブルーベリーの販売は低調でしたが、北海道余市町の自社ブルーベリー農場では、初収穫を行いました。

これらの結果、売上高は36,919百万円（同5.4%減）となり、営業利益は1,166百万円（同11.0%減）となりました。

《合成樹脂事業》

合成樹脂事業は、樹脂価格下落と新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少しました。

汎用樹脂関連では、価格下落の影響が大きく日用品向けなど総じて販売が低調でした。

高機能樹脂関連では、自動車向けの樹脂の販売が、価格下落の影響はあったものの、国内外で堅調でしたが、年度終盤に入って新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著となり、特に中国において販売が減少しました。OAや電機関連向けの販売は、中国や東南アジアにおいて低調でした。

コンパウンド事業では、メキシコ拠点において販売が増加しましたが、利益面で苦戦しました。

フィルム関連では、飲料用や食品用の包材の販売が減少しました。

シート関連では、中国向け工業部材用原料の販売が減少しました。

スポーツ資材関連では、グリップテープの販売が横ばいでした。

これらの結果、売上高は270,345百万円（同9.9%減）となり、営業利益は6,235百万円（同1.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、主要な設備に重要な異動はありません。また、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(3) 資金調達の状況

国内及び海外におけるグループ全体の運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と200百万米ドル相当額の貸出コミットメント契約（複数通貨型）を締結しております。

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	2016年度 第156期	2017年度 第157期	2018年度 第158期	2019年度 (当連結会計年度) 第159期
売 上 高 (百万円)	586,630	621,137	634,740	600,312
経 常 利 益 (百万円)	13,672	6,374	14,309	14,211
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	9,687	6,744	12,896	11,415
1株当たり当期純利益	156円25銭	109円92銭	211円36銭	188円82銭
総 資 産 (百万円)	340,147	352,741	366,514	322,848
純 資 産 (百万円)	147,629	142,936	164,697	147,726
1株当たり純資産額	2,378円31銭	2,314円42銭	2,693円92銭	2,424円13銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出してしております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、第158期より「株式給付信託 (BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を、第158期の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、第157期の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。
4. 第156期は、日本経済は海外情勢の先行き不透明感の高まりなどを背景に、景気回復のテンポは緩やかなものに留まった一方で、個人消費が堅調な米国において景気回復が進み、中国をはじめとする新興国においても緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。
5. 第157期は、世界経済は欧米では米国、ドイツ等の主要国、アジアでは中国をはじめ、インドネシア等の新興国において景気回復が続く、日本経済においても雇用情勢や企業収益の改善を背景に緩やかな景気回復が続いたこと等により、売上高は増加いたしました。一方、欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上等に加え、欧州子会社における中東向けインフラ関連等回収が長引いている債権に対する貸倒引当金の計上等により、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。
6. 第158期は、世界経済はユーロ圏において一部に景気の弱さがみられ、中国において景気が緩やかに減速に転じたものの、米国、インドネシアやタイなどの新興国及び日本経済は、緩やかな景気回復が続いたこともあり、主力ビジネスは好調に推移しました。また第157期に発生した欧州子会社における太陽電池関連事業に対する貸倒引当金の計上等が第158期はなかったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。
7. 第159期は、日本経済において個人消費の持ち直しもあり緩やかな景気回復が続く、また世界経済においても米国では景気回復が続きましたが、中国、欧州ユーロ圏の主要国、タイやインドなどの新興国においては、景気に弱い動きがみられたことや年度終盤にかけて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、景気は大きく減速傾向となったこと等により、売上高、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益が減少いたしました。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	2016年度 第156期	2017年度 第157期	2018年度 第158期	2019年度 (当事業年度) 第159期
売 上 高 (百万円)	280,485	302,583	305,359	297,435
経 常 利 益 (百万円)	7,472	7,629	9,395	7,460
当 期 純 利 益 (百万円)	7,884	3,662	10,699	7,305
1株当たり当期純利益	126円76銭	59円50銭	174円79銭	120円47銭
総 資 産 (百万円)	213,814	222,675	239,665	204,082
純 資 産 (百万円)	108,564	99,133	119,565	101,496
1株当たり純資産額	1,759円86銭	1,617円48銭	1,970円14銭	1,680円72銭

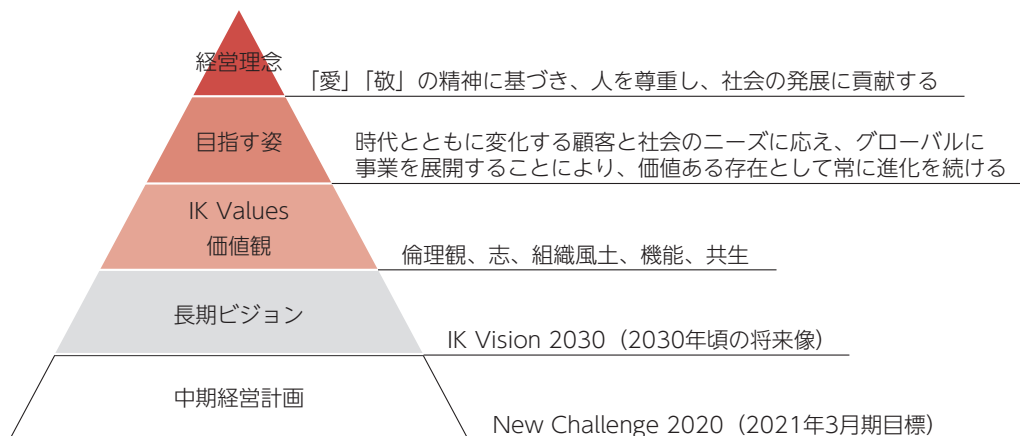
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、第158期より「株式給付信託 (BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を、第158期の期首から適用し、表示方法の変更を行ったため、第157期の総資産については、表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、2021年3月期を最終年度とする4カ年の中期経営計画「New Challenge 2020（以下、「NC2020」）」を2017年5月に策定し、推進中です。「NC2020」の最終年度の目標値達成に向けて、重点施策を一つずつ着実に実行し、具体的な成果を上げていくことが当面の対処すべき課題と考えております。

①社是・経営理念

当社は、「愛」（I）、「敬」（K）を社是と定め、「人を愛し、敬う」という人間尊重の精神に基づき、社会の発展に貢献することを経営理念としております。グローバルに事業を展開する商社グループとして、高い専門性や複合機能を活用して、顧客や社会のニーズに応えることで価値ある存在として常に進化を続けることを目指しています。



②長期ビジョン「IK Vision 2030」

この経営理念や目指す姿を踏まえ、2030年頃の当社グループの「ありたい姿」として、長期ビジョン「IK Vision 2030」を2017年5月に策定し、公表いたしました。この「IK Vision 2030」において、当社の根本が商社であることを再確認するとともに、創業以来、長年培ってきた専門知識を持つ人財、商社業のツールとなる製造・物流・金融機能、そして海外17カ国60余拠点で展開する拠点網などの経営資源を最大限活用することで商社機能の高度化を図り、顧客への付加価値の提供を進めていくことを表明いたしました。

長期ビジョン「IK Vision 2030」

機能	商社機能を基本としつつも、製造・物流・ファイナンス等の複合的な機能の一層の高度化を図る
規模感	連結売上高 1兆円以上を早期に実現
海外比率	70%以上
ポートフォリオ	情報電子・合成樹脂以外の事業の比率を1/3以上に

③中期経営計画「NC2020」の概要

長期ビジョンを見据え、その最初に達成すべきステップとして、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画「NC2020」を策定し、その計画達成に向けて取り組んでいます。

● 定量目標

連結	2021年3月期
売上高	7,300億円
営業利益	155億円
経常利益	160億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	120億円
ネットD/Eレシオ	0.4以下

● 重点施策

1.	海外事業の更なる拡大と深化
2.	成長が見込める市場・未開拓分野への注力 「注力分野」自動車分野、ライフサイエンス・医療分野、環境・エネルギー分野、 農業を含む食品分野
3.	グローバルな経営情報インフラの高度化
4.	商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
5.	保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
6.	グローバル人財マネジメントの確立

④ 「NC2020」の進捗状況

「NC2020」の3年目にあたる2020年3月期の業績は、樹脂価格の下落や年度終盤に発生した世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、3年目の計画値に対して、親会社株主に帰属する当期純利益を除き、売上高・利益共に未達となりました。

連結	2020年3月期 実績	2020年3月期 NC2020 計画値
売上高	6,003億円	7,000億円
営業利益	132億円	145億円
経常利益	142億円	150億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	114億円	110億円
ネットD/Eレシオ	0.16	0.4以下

新型コロナウイルス感染拡大が世界経済に与える影響は大きく、計画の最終年度となる2021年3月期は、当社グループにとっても、引き続き厳しい状況が見込まれます。

今後も、長期ビジョン「IK Vision 2030」を見据えながら、「NC2020」の6つの重点施策を着実に実行することにより、収益基盤を一層強化し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2020年3月31日現在)
 当社グループの主要な事業及び主要商品は次のとおりです。

事業区分	主要商品
情報電子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染顔料、エレクトロニクス業界向け材料
化学品	自動車部品原料、樹脂・ゴム用原料、塗料・インキ・接着剤原料、製紙用薬剤、染料・染織資材、木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材
生活産業	医農薬原料、ファインケミカル、殺虫剤・トイレタリー原料、機能性食品原料、水産物、農産物、澱粉類
合成樹脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック、各種フィルム製品

(7) 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

当 社	大阪本社：大阪市中央区、東京本社：東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA THAI CO., LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	中国 香港
SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.	中国 上海
TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.	台湾
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、デトロイト
稲畑ファインテック株式会社	大阪市中央区

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
情報電子	372
化学品	465
生活産業	185
合成樹脂	3,065
その他	-
全社 (共通)	195
合計	4,282

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
534名	+23名	40歳8ヶ月	13年7ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	30,000千 米ドル	100.0%	合成樹脂・化成品・半導体関連機器等の 輸出入及び販売
INABATA THAI CO.,LTD.	449,400千 バーツ	100.0	合成樹脂製品・化学品・食品等の輸出入 及び販売
INABATA SANGYO (H.K.) LTD.	511,000千 香港ドル	100.0	電子材料・化学品・合成樹脂製品・機械 等の輸出入及び販売
SHANGHAI INABATA TRADING CO.,LTD.	229,379千 人民元	100.0	電子材料・合成樹脂・化学品等の輸出入 及び販売
TAIWAN INABATA SANGYO CO.,LTD.	465,337千 台湾ドル	100.0	電子材料・液晶製造装置・化学品・合成 樹脂等の輸出入及び販売
INABATA AMERICA CORPORATION	32,200千 米ドル	100.0	化学品・電子材料・食品・合成樹脂等の 輸出入及び販売
稲畑ファインテック株式会社	422百万円	100.0	化成品・工業薬品・染料・糊剤・合成樹 脂・包装関連資材及び食品等の販売

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	19,710百万円
株式会社三井住友銀行	13,821
株式会社三菱UFJ銀行	11,118
日本生命保険相互会社	3,000
三井住友信託銀行株式会社	2,249
住友生命保険相互会社	1,000

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向（*）30～35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

$$（*） 総還元性向 = （配当金額 + 自己株式取得額） \div 連結純利益 \times 100$$

当期の期末配当金につきましては、1株につき33円とさせていただきます。すでに、2019年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり53円となります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | | |
|------------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 63,499,227株 |
| ③ 株主数 | | 10,648名 |
| ④ 大株主の状況 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	13,836千株	22.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,682	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,538	4.2
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,736	2.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,280	2.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,275	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,237	2.0
稲畑 勝雄	1,161	1.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,082	1.8
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,008	1.7

- (注) 1. 当社が保有する自己株式数3,010,320株(ただし「株式給付信託(BBT)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式100,000株を除く)につきましては、上記の表及び持株比率の計算より除いております。
2. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	稲 畑 勝太郎	
代表取締役 専務執行役員	赤 尾 豊 弘	情報電子・生活産業セグメント担当、欧米地区担当 稲畑ファインテック株式会社 取締役
代表取締役 専務執行役員	横 田 健 一	総務広報・情報システム・財務経理・I R・業務推進・リスク管理担当、 海外管理担当
取 締 役 常務執行役員	佐 藤 友 彦	化学品セグメント担当、人事担当
取 締 役 常務執行役員	杉 山 勝 浩	情報電子セグメント担当補佐、北東アジア地区担当 TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD. 取締役
取 締 役 常務執行役員	安 江 範 臣	合成樹脂セグメント担当、東南アジア地区担当
取 締 役	蟹 澤 俊 行	東京ガス株式会社 社友
取 締 役	出 口 敏 久	住友化学株式会社 特別顧問 住友ベークライト株式会社 社外取締役
取 締 役	佐 藤 潔	東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社） 社外取締役 マツダ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	望 月 卓	
監 査 役	高 橋 慶 孝	
監 査 役	森 本 親 治	
監 査 役	柳 原 克 哉	弁護士法人第一法律事務所社員弁護士

- (注) 1. 取締役 蟹澤俊行、出口敏久及び佐藤潔は、社外取締役であります。
 2. 監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉は、社外監査役であります。
 3. 監査役 森本親治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 蟹澤俊行及び佐藤潔並びに監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 5. なお、上記6名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
小田吉哉	丸石化学品株式会社取締役副社長
大橋基雄	名古屋支店長兼合成樹脂第一本部本部長補佐
幡本裕之	リスク管理室長
花木和宏	北東アジア総支配人
久保井伸和	財務経営管理室長
河合紳也	東南アジア総支配人

② 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	人員	報酬等の額
取締役	11名	325百万円
監査役	4名	46百万円
合計	15名	372百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第158回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおりません。
 2. 上記支払額のうち、社外取締役5名、社外監査役3名の報酬の合計額は46百万円であります。
 3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額430百万円であります。
 (2006年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)
 また、これとは別枠で取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しており、上記取締役への報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額48百万円を含めております。
 (2018年6月22日開催の第157回定時株主総会決議)
 4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額80百万円であります。
 (2006年6月29日開催の第145回定時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 蟹澤俊行は、東京ガス株式会社の社友であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 出口敏久は、住友化学株式会社の特別顧問及び住友ベークライト株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に製品の購入及び商品の販売の取引関係があります。

社外取締役 佐藤潔は、東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社）の社外取締役及びマツダ株式会社の社外取締役であります。当社と東芝機械株式会社（現 芝浦機械株式会社）との間に製品の購入の取引関係があります。当社とマツダ株式会社との間に特別の関係はありません。

□.社外役員の子な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
蟹 澤 俊 行	社 外 取 締 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
出 口 敏 久	社 外 取 締 役	2019年6月25日就任以降に開催した取締役会13回中13回（100％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
佐 藤 潔	社 外 取 締 役	2019年6月25日就任以降に開催した取締役会13回中13回（100％）に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
高 橋 慶 孝	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
森 本 親 治	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。
柳 原 克 哉	社 外 監 査 役	当事業年度に開催した取締役会16回中16回（100％）に、また、当事業年度に開催した監査役会13回中13回（100％）に出席し、主に専門的見地から議案、審議等につき適宜発言を行っております。

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 蟹澤俊行、出口敏久及び佐藤潔、社外監査役 高橋慶孝、森本親治及び柳原克哉が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人に支払う報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の支払額にはそれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
- 3.当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンス支援業務及びタイにおけるPE TAX申告に必要な報告書の作成について対価を支払っております。
- 4.当社の重要な子会社のうち、INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.についてはKPMG LLP、INABATA THAI CO., LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、INABATA SANGYO (H.K.) LTD.についてはKPMG HONG KONG、SHANGHAI INABATA TRADING CO., LTD.についてはKPMG HUAZHEN、TAIWAN INABATA SANGYO CO., LTD.については資誠聯合會計師事務所、INABATA AMERICA CORPORATIONについてはMAYER HOFFMAN McCANN P.C.の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがない等、解任が相当と認められる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態又はそのおそれが生じた場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(内部統制システムの体制整備の基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの体制整備の基本方針を次のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」を定める。

ロ.取締役又は執行役員を内部統制に係る責任者として任命し、内部統制委員会を設置する。

ハ.取締役又は執行役員をコンプライアンスに係る責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置する。

ニ.取締役又は執行役員を内部監査に係る責任者として任命し、内部監査室を設置する。

ホ.取締役又は執行役員を個人情報保護に係る責任者として任命し、個人情報保護法を遵守する体制を構築する。

ヘ.内部通報制度を構築し、コンプライアンスに違反する事実の発生における報告を受け、また内部通報者を保護する体制をつくる。

ト.取締役はコンプライアンスに違反する事実を発見した場合には適時に他の取締役及び監査役に報告する。

チ.監査役はコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求める。

リ.就業規則に服務規律及び懲戒に関する事項を定め、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録し、適切に保存、管理する。また、職務執行に係るその他の記録については、文書管理規程に基づき適切に保存、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険に関して、個々の損失の危険（財務、法務、環境、品質、与信、災害等のリスク）の領域毎に当該損失の危険に関する事項を統括する部署が、それぞれの危険の管理（体制を含む）に関する規程を策定し、適切に運用する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ.取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
ロ.経営方針及び経営戦略に係る重要事項については取締役会への付議に先立ち取締役、監査役によって構成される経営会議、審査会議等において議論を行う。
ハ.定款に取締役会での決議の省略（書面決議）を定め、効率化を図る。
ニ.決裁基準を定め、権限の委譲をすることによって取締役の職務の執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
イ.当社の「社是」「経営理念：Mission」「目指す姿：Vision」「価値観：IK Values」について、当社グループのすべての役員及び使用人に周知徹底を図る。
ロ.当社の取締役又は使用人を必要に応じて子会社の役員として派遣する。
ハ.グループ会社管理規程に基づき、子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告することを義務付ける。また、子会社に生じる重要な事項について、当社へ事前に申請し、承認を受けることを義務付ける。
ニ.子会社を統括する組織を設置し、その経営を監督し、指導する体制を構築する。
ホ.内部監査規程に基づき、子会社に対し内部監査を実施する。
ヘ.当社の内部通報制度について、子会社の役員及び使用人からも通報を可能とする体制を構築する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制
監査役から監査役補助者の設置要請がある場合には、次の内容を含む社内規程を制定し、取締役から独立した適任者を任命する。
イ.監査役補助者は、監査役の指揮命令系統に服する。
ロ.監査役補助者の採用、異動、人事評価、給与、懲戒については、あらかじめ監査役会（監査役会が特定の監査役を指名した場合は当該監査役）の同意を得る。
ハ.監査役補助者の選出に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割を持つことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮する。
ニ.取締役及び使用人は、監査役補助者の業務遂行を不当に制約しない。

⑦ 監査役への報告に関する体制

監査役に対する報告体制を整備するために、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用する。

- イ.当社グループの役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。
- ロ.当社グループの役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、適時に当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- ハ.当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、子会社管理等を所管する部署は、定期的又は必要に応じて、監査役会に対する報告会を実施する。
- ニ.当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に報告する。
- ホ.当社グループの役員及び使用人が当社監査役への報告を行ったことを理由として、報告者に対して不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ.代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ.監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は、内部統制システムの体制整備の基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護について、それぞれ部会を設けるとともに、社外弁護士への通報などを取り入れた企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンスに関わる情報をいち早く認識し、対応できるようにしております。

また、稲畑産業コンプライアンス宣言及びコンプライアンスガイドラインなどを制定して全社的な取組みを図っております。一方、内部統制システムを構築、維持、推進していくために内部統制委員会を設けて内部統制の向上に取り組むとともに、内部監査室によって内部統制の評価や業務監査が行われ、より高いレベルの内部統制が行われ、コーポレート・ガバナンスが徹底されるようにしております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関しては、取締役会において職務執行報告を行い、その内容は取締役会議事録に記録しております。取締役会議事録及び職務執行に係わるその他の記録については、文書管理規程とその細則に基づき、適切に保存、管理しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、コンプライアンス委員会の下に、コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護の部会を設け、企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）を設置するとともに、リスク管理室、業務推進室、財務経営管理室、総務広報室が、それぞれの危険の管理に関する規程を策定し、適切に運用しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成されており、当事業年度は16回開催しました。当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に常勤の取締役、監査役によって構成される経営会議又は審査会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行っております。

稟議規程、部門決裁に関する規則等の決裁権限に関する規程・規則等を定め権限の委譲などによって取締役の職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、グループ会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報を当社へ定期的に報告しております。また、子会社は重要な事項については、当社に事前に申請し、承認を受けたくうえで実施しております。

当社は、取締役、使用人を子会社の役員として派遣し、また財務経営管理室が子会社を監督・指導しております。一方、内部統制を含む内部監査が子会社を含め当社グループ全体として行われております。当社が設置している企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）は子会社にも周知しており、子会社から当社への通報が可能となっております。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人（監査役補助者）に関する体制

監査役会は、現在、監査役補助者は置いていませんが、監査役職務の必要に応じ、関係部門の特定要員が支援する体制としており、兼任のスタッフ1名を配置し、監査役会が当社及び子会社の取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人並びに会計監査人等と行う面談の内容を記録、保管しております。

⑦ 監査役への報告に関する体制

当社は監査役に対する報告に関する規程を制定し、適切に運用しております。

監査役は取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めております。また、取締役会、経営会議、審査会議等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

当社の企業倫理ヘルプライン（内部通報制度）の担当部署は、企業倫理ヘルプラインへの連絡・相談の状況について、監査役へ報告しております。

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、社外監査役を含む監査役全員と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

監査役が職務の執行に要した費用を会社に請求した場合、会社が負担しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としましては、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は、グループとして、国内外に子会社54社、関連会社12社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、化学品、生活産業、合成樹脂、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐にわたる事業展開を行っており、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

突然に大規模な買付行為がなされた場合、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。更に、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損な

うものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

② 企業価値向上への取組み

当社は、企業価値を中長期的に向上させるため、2030年頃の「ありたい姿」である長期ビジョン「IK Vision 2030」(※)を念頭に、以下に記載する中期経営計画をはじめとする取組みを実施しております。当社は、当社経営陣が、持続的成長に向けてガバナンス体制をより強固なものにしつつ、中期経営計画の達成を継続して目指し、その他の取組みを実行することで、当社の企業価値の向上につながるものと考えておりますが、その実効性をより高めるためには、当社株式の大規模買付行為に対して「大規模買付ルール」を事前に備えておくことが有効であり、株主共同の利益に資するものと考えます。

(※) 商社としての複合機能の高度化や連結売上高1兆円以上の早期実現などを想定

イ.中期経営計画「New Challenge 2020」達成への取組み

当社は、2021年3月期を最終年度とする4カ年の中期経営計画「New Challenge 2020」を達成し、収益基盤の一層の強化及び継続的な企業価値の向上に努めるため、以下の6つの重点施策に取り組んでおります。

- 1.海外事業の更なる拡大と深化
- 2.成長が見込める市場・未開拓分野への注力
- 3.グローバルな経営情報インフラの高度化
- 4.商社ビジネス拡大に向けた投資の積極化
- 5.保有資産の継続的な見直しと財務体質の強化
- 6.グローバル人財マネジメントの確立

ロ.コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、株主の皆様に対する経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を1年としております。

これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会の監督機能を強化するため、独立性の高い社外取締役を複数選任しており、また、取締役会の実効性と透明性を向上させることを目的として、毎年取締役会評価を実施しております。

ハ.株主還元策について

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。株主の皆様への利益還元を一層重視し、株主還元をより明確な形で実施していく観点から、配当金額と自己株式取得金額をあわせた株主総還元額を基準とし、総還元性向(*) 30~35%程度を目安として、あわせて今後の企業価値向上に向けての中長期的な投資額などを考慮し、総合的な判断により決定することとしております。

(*) 総還元性向 = (配当金額 + 自己株式取得額) ÷ 連結純利益 × 100

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を定めております。

ロ.本対応方針の合理性について

1 本対応方針が買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2018年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」を踏まえた内容となっております。

2 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

3 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に対する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に対する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本対応方針の有効期限は3年間（2022年6月開催予定の当社第161回定時株主総会終了後2022年7月31日までに開催される最初の当社取締役会の終結の時まで）であるところ、その発効は当社株主の皆様の承認を前提としており、また、当社株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によって有効期限前に廃止することも可能です。また、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）や、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）ではありません。これらのことは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

4 本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。更に、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、独立委員会の勧告を受けた場合には、当該対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様の意思を確認するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	245,136	流動負債	150,776
現金及び預金	29,440	支払手形及び買掛金	96,761
受取手形及び売掛金	152,457	短期借入金	43,073
商品及び製品	52,052	未払法人税等	1,631
仕掛品	766	未払費用	1,021
原材料及び貯蔵品	3,084	賞与引当金	1,217
その他の	8,022	事業整理損失引当金	240
貸倒引当金	△686	その他の	6,831
固定資産	77,711	固定負債	24,344
有形固定資産	13,964	長期借入金	9,775
建物及び構築物	5,454	繰延税金負債	9,933
機械装置及び運搬具	3,497	役員退職慰労引当金	30
土地	2,870	役員株式給付引当金	85
建設仮勘定	112	債務保証損失引当金	18
その他の	2,029	退職給付に係る負債	2,369
無形固定資産	3,006	その他の	2,132
投資その他の資産	60,740	負債合計	175,121
投資有価証券	54,236	(純資産の部)	
長期貸付金	1,392	株主資本	119,159
退職給付に係る資産	2,007	資本金	9,364
繰延税金資産	1,024	資本剰余金	7,752
その他の	9,896	利益剰余金	106,197
貸倒引当金	△7,815	自己株式	△4,155
資産合計	322,848	その他の包括利益累計額	26,764
		その他有価証券評価差額金	26,196
		繰延ヘッジ損益	148
		為替換算調整勘定	1,436
		退職給付に係る調整累計額	△1,016
		非支配株主持分	1,802
		純資産合計	147,726
		負債純資産合計	322,848

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	600,312
売上原価	554,053
売上総利益	46,259
販売費及び一般管理費	33,029
営業利益	13,229
営業外収益	
受取利息	176
受取配当金	1,946
持分法による投資利益	339
雑収入	683
営業外費用	
支払利息	1,317
雑損	294
雑損失	552
経常利益	14,211
特別利益	
投資有価証券売却益	3,033
特別損失	
投資有価証券評価損	293
事業整理損失引当金繰入額	244
税金等調整前当期純利益	16,707
法人税、住民税及び事業税	4,858
法人税等調整額	△35
当期純利益	11,884
非支配株主に帰属する当期純利益	469
親会社株主に帰属する当期純利益	11,415

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	9,364	7,752	97,882	△3,729		111,269
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	△191	—		△191
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,364	7,752	97,691	△3,729		111,078
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△2,908			△2,908
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,415			11,415
自 己 株 式 の 取 得				△425		△425
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	8,506	△425		8,080
当 期 末 残 高	9,364	7,752	106,197	△4,155		119,159

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	48,827	△93	3,247	△277	51,703	1,723	164,697
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	129	—	—	—	129	—	△61
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,957	△93	3,247	△277	51,833	1,723	164,635
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,908
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							11,415
自 己 株 式 の 取 得							△425
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△22,760	241	△1,811	△739	△25,068	78	△24,990
連結会計年度中の変動額合計	△22,760	241	△1,811	△739	△25,068	78	△16,909
当 期 末 残 高	26,196	148	1,436	△1,016	26,764	1,802	147,726

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		121,476	流動負債		80,172
現金及び預金	金形	9,861	支払手形	金形	9,083
受取手形	金形	16,592	短期借入金	金形	54,023
売掛金	金形	70,681	1年内返済予定の長期借入金	金形	8,703
有価証券	金形	10	未払費用	金形	3,414
商前渡金	金形	16,438	未払法人税等	金形	1,812
前払費用	金形	573	未払受取金	金形	166
未収入金	金形	196	前受引当金	金形	747
短期貸付金	金形	2,616	前受引当金	金形	1,227
その他貸倒引当金	金形	4,418	受取引当金	金形	111
	金形	261	与引当金	金形	12
	金形	△173	その他	金形	866
固定資産		82,606	固定負債		22,413
有形固定資産		3,283	長期借入金	金形	9,600
建物	物	1,621	長期未払金	金形	40
構築物	物	9	繰延税金負債	金形	10,616
機械及び装置	物	76	長期預り金	金形	1,060
工具、器具及び備品	品	452	退職給付引当金	金形	709
土地	地	1,084	役員株式給付引当金	金形	85
建設仮勘定	定	39	債務保証損失引当金	金形	301
無形固定資産		1,904	負債合計		102,586
のれん	ん	4	(純資産の部)		
ソフトウェア	ア	1,855	株主資本		76,682
ソフトウェア仮勘定	定	34	資本金	金形	9,364
その他	他	9	資本剰余金	金形	7,752
投資その他の資産		77,418	資本準備金	金形	7,708
投資有価証券	券	47,190	その他資本剰余金	金形	43
関係会社株式	式	24,209	利益剰余金	金形	63,640
従業員に対する長期貸付金	金	6	利益準備金	金形	1,066
関係会社長期貸付金	金	2,872	その他利益剰余金	金形	62,573
差入保証金	金	13	固定資産圧縮積立金	金形	3
破産更生債権等	等	671	別途積立金	金形	54,940
前払年金費用	用	3,046	繰越利益剰余金	金形	7,630
その他の引当金	金	396	自己株式		△4,075
貸倒引当金	金	△987	評価・換算差額等		24,814
資産合計		204,082	その他有価証券評価差額金		24,663
			繰延ヘッジ損益		151
			純資産合計		101,496
			負債純資産合計		204,082

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	297,435
売上原価	278,325
売上総利益	19,110
販売費及び一般管理費	14,564
営業利益	4,545
営業外収益	
受取利息	142
受取配当金	2,982
貸倒引当金戻入益	43
雑収入	381
営業外費用	
支払利息	301
貸倒引当金繰入	311
為替差損	42
貸倒引当金繰入額	73
投資有価証券評価損	31
雑損	286
経常利益	1,048
特別利益	
投資有価証券売却益	2,945
特別損失	
関係会社株式評価損	223
税引前当期純利益	2,231
法人税、住民税及び事業税	2,856
法人税等調整額	19
当期純利益	10,181
	2,876
	7,305

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,364	7,708	43	7,752	1,066	3	47,740	10,441	59,252	△3,649	72,719
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	-		-
剰 余 金 の 配 当								△2,917	△2,917		△2,917
別 途 積 立 金 の 積 立							7,200	△7,200	-		-
当 期 純 利 益								7,305	7,305		7,305
自 己 株 式 の 取 得										△425	△425
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)											-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△0	7,200	△2,811	4,387	△425	3,962
当 期 末 残 高	9,364	7,708	43	7,752	1,066	3	54,940	7,630	63,640	△4,075	76,682

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	46,933	△87	46,845	119,565
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰 余 金 の 配 当				△2,917
別 途 積 立 金 の 積 立				-
当 期 純 利 益				7,305
自 己 株 式 の 取 得				△425
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△22,270	238	△22,031	△22,031
事業年度中の変動額合計	△22,270	238	△22,031	△18,069
当 期 末 残 高	24,663	151	24,814	101,496

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 安井 康二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 千葉 一史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、稲畑産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

稲畑産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公 認 会 計 士 安 井 康 二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公 認 会 計 士 千 葉 一 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、稲畑産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室、並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役	望	月	卓	㊟	
社外監査役	高	橋	慶	孝	㊟
社外監査役	森	本	親	治	㊟
社外監査役	柳	原	克	哉	㊟

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2020年6月22日（月曜日）午後5時10分まで

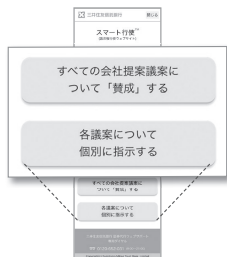
QRコード®を読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を讀取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

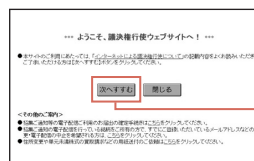
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコード®を再度讀取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

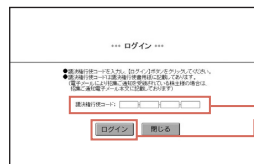
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

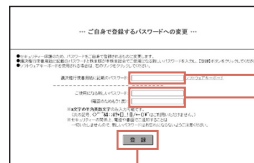
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

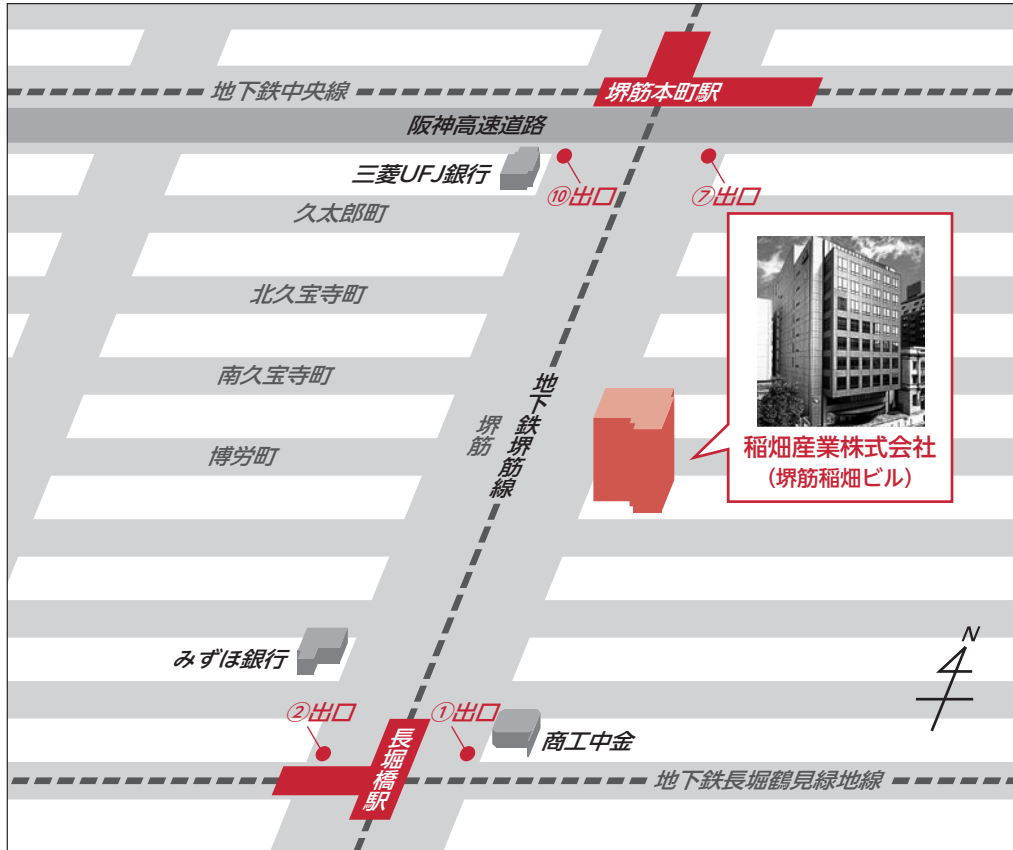
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区南船場一丁目15番14号
堺筋稲畑ビル9階 当社会議室
電話 (06) 6267-6051



▶ 交通のご案内

- 地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線 **長堀橋駅** ①・② 出口より徒歩約5分
- 地下鉄中央線・堺筋線 **堺筋本町駅** ⑦・⑩ 出口より徒歩約7分

※本総会用の駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共の交通機関でお越しいただきますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。